

令和 2 年 7 月 13 日現在

機関番号：42608
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K02034
 研究課題名(和文) 韓国のフィリピン人女性エンターテイナーをめぐるジェンダー・ポリティックスの研究

研究課題名(英文) A Study on Gender Politics and Filipino Female Entertainers in South Korea

研究代表者
 辻本 登志子(Tsujimoto, Toshiko)
 青山学院女子短期大学・現代教養学科・助教

研究者番号：50749851
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、韓国の米軍基地周辺や港町における遊興施設で、歌手として稼働するフィリピン人女性の移住と人身取引に関して、ジェンダーを切り口に社会学的に分析したものである。韓国とフィリピンでの現地調査を通して、フィリピン人女性(男性)移民の送り出しや受け入れに関わる政府関係者や民間業者、そして両国のNGO関係者から聞き取りを行った。その結果、移住労働と人身取引の境界線は必ずしも明白ではなく、むしろ制度化された移住経路のなかで生じる人身取引について、超国家的なアプローチから明らかにすることができたと考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、家族から独立して移住する女性たちに関する研究が蓄積されてきた。それに比して、違法な斡旋業者や人身取引の被害者になった移住女性たちの実態に関しては、詳細な調査研究や議論が未だ不足している。本研究課題では、被害者あるいは積極的な行為主体として二文法的に移住女性を捉える視点を克服するために、かの女らの語りを丁寧に分析し、またそれをより大きな社会構造の中に位置づけようと試みた。その結果、フィリピン人女性たちの移住労働への積極的な関わりと人身取引の被害者という側面は相反するものではなく、かの女らの能動性が民間業者や雇用主によって悪用され、自己責任として転嫁されている事実について明らかにした。

研究成果の概要(英文)：A Study on Gender Politics and Filipino Female Entertainers in South Korea
 This research project examines the point of intersecting labour migration and human trafficking based on an empirical study of female Filipino singers employed in the entertainment industry around the US military bases and port towns in South Korea. Through a sociological perspective of gender, I have examined various actors, such as Filipino migrant women (men), government officials, recruitment agencies, and NGOs, which involved in the labour migration between the Philippines and South Korea. As a result, I have observed that no clear distinction between labour migration and human trafficking. Moreover, I have demonstrated the transnational mechanism in which human trafficking occurs even in the institutional migratory routes.

研究分野：移住研究、フィリピン人移民労働者、ジェンダー

キーワード：移民女性 人身取引 フィリピン人移民 韓国 エンターテイナー ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

韓国では1990年代半ばより、ソウル郊外の米軍基地周辺や港町などの米軍人や外国人船員及び技師を主な顧客とする遊興施設において、表向きは「歌手」や「ダンサー」として働く移住女性たちの存在が顕著となった。かの女らの80パーセント以上がフィリピンから移住した女性たちであり、そのほかロシア人女性も存在した。かの女らは韓国政府が発行した芸術興行ビザ(E-6-2)を所有し合法的に韓国へ入国したものの、実際には資格外活動の接客業に従事していた。望まない客への性的サービスの提供や、性交渉を雇用主から事実上強要されることもあり、韓国国内では移民女性の人身取引問題として1990年代末頃から問題視されてきた。

韓国では2004年に、あらゆる形態の性売買を禁止する「性売買特別法」が施行されたものの、移住女性が働く遊興施設では「売買春」が引き続き行われ、取り締まりも緩慢であった。またこの法により移住女性が人身取引の被害者として保護されるのではなく、「性売買」に従事したとして強制送還の対象となってきたのが現状である。

これまで「エンターテイナー」として韓国の遊興施設で働いているフィリピン人女性に関する調査研究が韓国内外の研究者により行われてきたが、かの女らの「エージェンシー(社会構造や関係に働きかけ、現況を改善させようとする潜在的な力)」に注目した研究が主であり、「人身取引」が生じる構造や、それと密接な関係をもつ移住過程に関する綿密な調査が不足していた。まず移住女性個人に当てられてきた焦点をかの女らのトランスナショナルな移住過程に再設定することにより、これまで見えにくくなっていた実態を、社会学的調査により浮かび上がらせることが本研究課題の関心である。

2. 研究の目的

本研究課題は、芸術興行ビザで米軍基地や港町の外国人専用遊興施設において歌手として韓国に移住したフィリピン人女性の、移住労働と人身取引が交差するグレーゾーンについて明らかにすることを目的としている。当事者であるフィリピン人女性以外にも、かの女らを取りまくフィリピンと韓国の政府関係者や仲介業者、そして雇用主などの複数からなるアクターの動きについて考察する。このことを通して、トランスナショナルな移住過程が引き起こす諸課題を、ジェンダーの視点から解明することを目的とする。

3. 研究の方法

韓国へ移住したフィリピン人女性の移住労働と人身取引の接点について明らかにするために、本研究課題が援用した方法論は以下のものである。まず、歌手として韓国へ移住したフィリピン人女性当事者だけではなく、かの女らを取りまく多様なステークホルダーへの聴き取りを行った。具体的には、韓国とフィリピン両国の政府(準政府)機関関係者や送り出し及び受け入れに関わる民間業者、そしてフィリピン人女性の人身取引事案に詳しい韓国の司法関係者やNGO関係者などへの対面および書面での聴き取りを行った。その他、フィリピンと韓国両国で発行されている政府及びNGOによる年刊や報告書も、参考資料として分析した。

4. 研究成果

(1) 本研究課題の主な成果

芸術興行ビザ(E-6-2)によるフィリピン人女性の韓国への移住経路とトランスナショナルな空間における「エージェンシー」言説の再考

これまでの先行研究は主に、韓国へ入国後のフィリピン人女性の遊興施設における就労状況や日常生活に関する記述が主であり、かの女らがどのようにフィリピンから出国し、韓国に入国したのか、あるいはトランスナショナルな移住過程から見た学術的調査は必ずしも行われてこなかった。また、フィリピンや韓国両政府が韓国の遊興施設で稼働するフィリピン人女性について、どのように異なる立場を堅持してきたのかという観点からの研究も、ほとんど皆無であった。唯一、韓国のNGO関係者が芸術興行ビザで入国した移住女性を取り巻く構造や諸課題の解明に努めてきており、本研究課題代表者も、これらの現場に根付いた知見から多くの学びと気づきを得た。

その一つが、韓国とフィリピン両国間において、芸術興行ビザ発給をめぐる合意形成がほとんどなされてこなかったという事実である。フィリピン政府は芸術興行ビザが人身取引の温床になっていると疑義を抱いていたため、若年フィリピン人女性の出国を2006年ごろから厳格化した。よって、フィリピン政府が定めた手続きを経ない者に関しては、例えば韓国政府からビザ発給を受けたとしても出国させないという方針を定めていた。このようなフィリピン政府による出国規制にもかかわらず芸術興行ビザは韓国政府によって2006年以降も発給され続け、フィリピン人女性は違法ブローカー等の手引きにより、マレーシアや香港など第三国への出国や迂回経路を経て韓国へ移住していることが明らかとなった。

このような移住過程の実態は、韓国へ移住したフィリピン人女性当事者やかの女らと関りをもつNGO関係者、そして在韓フィリピン大使館内にあるフィリピン海外労働者事務所の担当官、そしてフィリピン雇用労働庁の関係者やその他政府機関関係者、および韓国や日本へのエンタ

ーテイナー送り出しに関して詳しいフィリピンと韓国の仲介業者への聞き取りにより、その構図を理解するに至った。

このような二ヶ国間での調査活動を経て明らかになったことは、フィリピンと韓国政府間の連携不足だけでなく(*2016年9月より、芸術興行ビザで韓国へ入国するフィリピン人女性の、韓国出入国管理局とフィリピン海外雇用庁間の連携による監視を開始)、フィリピン人女性の「自発性」に責任転嫁しようとする、国家のジェンダー化された視線であった。

これまでの先行研究は移住女性を「被害者」として見なすことが、よりジェンダー規範や家父長的な言説を強化し、移住女性の従属的な地位を固定化するものとして批判してきた。しかし本研究課題では、フィリピン人女性の移住労働に対する「自発性」が、いかに雇用主による搾取や政府の責任逃れのために悪用され、「お金のためならば何でもするフィリピン人女性」という、人種化および性差別化されたイメージが形成されてきたのかについて明らかにした。またこのような韓国へ移住するフィリピン人女性に対するイメージは韓国政府や雇用主、および派遣業者によるものだけではなく、フィリピン政府関係者や送り出し社会においても根強く、「何をするのか分かっていて韓国へ渡航した自発的な被害者」という言説として定着していた。

しかしこのような人種および性差別に根づくジェンダー化されたフィリピン人女性に対する視線は、かの女らが韓国の遊興施設で受けてきた様々な被害や搾取の実態が韓国社会において正当に認識されず、むしろ同様の問題が過去20年以上にわたりほとんど放置されてきた事態と密接に関連していることを、本研究では明らかにした。そしてこれまで移住女性のエージェンシーに注目する研究では、被害にばかり注目することで当事者の地位や権利を不当に貶めているとの批判がなされてきたが、本研究課題においては、むしろ移住女性のエージェンシーが不当に解釈され、むしろそれが被害を隠蔽することにつながっていることを明らかにし、その成果を研究論文として発表した。

さらに、移住女性のエージェンシーが当事者の意図しない結果をもたらすという問題は、受け入れ社会だけでなく、フィリピンから出国し韓国へ移住するトランスナショナルな移住過程の中でも見られた。以下、その点について説明する。

女性の移住と人身取引における国家の関与

これまで移住女性の人身取引(human trafficking)と密入国(smuggling)との接点に関する研究において、移住女性の「エージェンシー」がたびたび議論的になってきた。つまり、移住女性の非合法的な移住をすべて「人身取引」として見るのではなく、かの女らが母国では得難い機会や生活の向上を求めて、法の目をかいくぐり自発的に移住しているという研究が、近年発表されている。つまり、移住男性が非合法的な経路で移住した場合は「密入国」であり、移住女性の場合は「人身取引」として見なす、二極化した分析枠組みが問題視されてきた。

特に近年、フィリピンのような移住労働者送り出し国においては、海外の雇用主からの虐待や人身取引の被害者になりやすい若年女性の出国を規制する動きが顕著になっている。このような国境規制に対し、女性の移住する権利やその自由を侵害する、国家による「温情主義」を装った不当な介入であるとする批判的な主張も見られる。このような批判は、移住男性労働者の出国は規制しないにも関わらず、移住女性の出国に関しては監視を強化するという、ジェンダーによる二重規範であることを指摘している。

しかし本研究課題においては、上記のような送り出し国における性別や年齢による出国過程の違いにも注意を払いつつ、一方で、国家の「温情主義」だけでは説明できない、人身取引をむしろ助長させている側面についても明らかにした。例えば、2006年からフィリピンにおいて規定の手続きを経ずに韓国へ向かう女性たちの出国が強化されたものの、実態としては違法なブローカーが出入国管理局職員に賄賂を渡し、正規の手続きを踏んでいない女性たちを出国させていたことが、女性たちへのインタビューや、関係者からの聞き取りにより明らかになった。

また1990年代半ばから、芸術興行ビザ(E-6-2)で韓国に移住したフィリピン人女性やかの女らを支援する在韓フィリピン大使館およびNGOなどの告発により、客との望まない外出や店主による性行為の強要などが明るみになった。しかし韓国政府は特に、移住女性の就労状況を監視し、雇用契約が不履行の場合には雇用主を指導監督するということも行って来なかった。2016年発行の米国務省の人身売買報告書において、芸術興行ビザで入国した移住女性の人身取引が指摘されたことにより、外部の批判にも晒されることになった。しかし結局韓国政府は、遊興施設の点検や規格の再設定、およびフィリピン人女性の入国規制を厳格化することでこの問題に対処しようとしてきた。

これまでフィリピンと韓国政府の間で何度も規制強化の対象となってきたいわくつきの芸術興行ビザであるが、当事者であるフィリピン人女性たちはほとんどこのような二ヶ国間の利害衝突について知る由もなく、移住過程についても事前知識を持ち合わせていなかった。かの女らは、ブローカーやマネージャーと呼ばれる仲介者の手引きにより移住したに過ぎず、高度に専門化された移住過程の詳細を把握する手段も持ち合わせていなかった。また時に「温情主義」的であるとされる送り出し国に対して当事者が積極的に助けを求めない以上、人身取引の被害者として認定されにくいという内情も、フィリピンの国際空港において海外渡航者を対象に人身取引防止対策を行う政府関係者への聴き取りにより明らかになった。

韓国におけるフィリピン人女性への聴き取りから明らかになったことは、本人がそれとは気づかぬうちに出入国管理局職員にブローカーが賄賂を渡し違法に出国していた場合、かの女

らはフィリピンに帰国した際に違法な出国をしたことで罪に問われるのではないかと恐れているということであった。またその恐怖から、韓国では何も無かったかのように「静かに」帰国することを望むという事情も存在する。しかし帰国後にフィリピンの人身取引被害者回復プログラムの受益者として認定されるためには、当事者による自己申告が必要であるため、非合法な方法で出国した場合には、それを帰国時に政府関係者に告げることの躊躇も当事者から聞かれた。

このような国境を隔てた移住過程において生じた人身取引の場合、性被害について明らかにせねばならないという当事者の心理的負担に加えて、すべて自己申告で関係当局に報告しない限り、人身取引の被害として認められないというフィリピン側の事情も指摘しうる。また、韓国において遊興施設で働くフィリピン人女性が店主による監禁や強制売春を訴えたとしても、人身取引として認定されたケースがほぼ皆無であるため、フィリピンに帰国しても、それを立証するための根拠が存在しないという問題点もあげられる。もちろん韓国とフィリピンにおける人身取引認定のための基準や法律は異なるため、韓国での被害が認められなかったとしても、フィリピンでは認定される可能性は皆無ではない。しかしトランスナショナルな移住過程における両国の連携不足やさまざまな齟齬が、フィリピン人女性の被害認定や権利獲得という側面において、大きなハードルとなっているという課題についてもさらなる調査が必要であると考えている。

人身取引被害者の保護とフィリピンへの帰国

現在韓国では、「性売買特別法」を構成する「性売買防止および被害者保護法に関する法律」にもとづき、国籍を問わず性売買の現場で被害を受けた女性や人身取引被害者の支援が行われている。韓国政府から移住女性を支援する NGO に毎月予算が配分され、シェルターの提供や訴訟などにおける法的支援、および医療面での支援活動が行われている。シェルターは 2009 年に設立され、雇用主を訴えるなどの訴訟を抱える移住女性や、さまざまな理由から遊興施設から逃げてきた女性たちの一時的な滞在場所としての機能を備えている。最大一年間滞在することが可能であるが、訴訟が終了すれば帰国することが前提となっているため、被害からの回復や長期的な治癒という側面から、依然として限界の多い支援体制であることも現場において指摘されてきた。

一方、前述したようにフィリピンにおいても、帰国した人身取引被害者の回復と社会再統合のための包括的プログラムが行われているが、帰国者の本プログラムに関する周知度が低いことや、帰国後すぐに被害者としての申告と認定が行われなければプログラムの受益者になることができないという限界が存在する。プログラム内容も、少額の現金支給と家族およびコミュニティ・カウンセリング、そして生計支援のための起業支援が主であるが、家族の生計を一身に背負い逼迫した経済状況にある当事者の切実なニーズとともに、被害からの治癒と回復という長期的な課題をもいかに両立させていくのかという問題も指摘されている。

特に人身取引などの被害を受けた人々の回復や治癒を、受け入れ国と送り出し国において、いかにそれぞれの分担や連携を明確化しながら行っていくのかという問題関心は、研究代表者の今後の研究課題でもある。

(2) 本研究の国内外におけるインパクトと今後の展望

本研究の貢献は、これまで当事者の意識や語りに焦点が当てられてきた女性の移住労働と人身取引に関する研究において、トランスナショナルな移住過程と複数のアクターへの聴き取りにより、当課題を構造的に捉えようとしたことにあると考える。またこれまで、非合法な移住に大きな焦点が当てられてきた女性の人身取引研究であるが、合法的な移住のなかでもそれは起こりうること、また国家間の利害衝突により、女性の移住過程がより複雑化しており、結果として人身取引が起こりうる素地が形成されやすいことを明らかにした点で、国内外の研究にも今後寄与することができると考えている。

今後の展望としては、韓国の「性売買特別法」と移住女性の人身取引の接点について、実証的に明らかにすることである。ここ数年韓国において、芸術興行ビザの発給が厳格化されたことと並行し、タイやラオスなどから観光ビザで来韓し、マッサージ店などで働いた後、人身取引の被害者としてシェルターに保護される女性たちが増えている。「性売買特別法」により性売買の厳しい取り締まりが行われる中で、なぜ移住女性の人身取引が絶えないのかという問題関心を今後さらに掘り下げると同時に、製造業や漁業などで働く男性移住労働者の人身取引問題を韓国ではどのように扱っているのか、また日本との比較なども射程に入れながら、移住労働と人身取引というテーマをさらに深めていきたいと考える。

最後に、本研究を通して考え続けてきたことは、移住研究における「エージェンシー」という概念をいかに定義するのかということである。移住研究において「エージェンシー」はこれまで積極的な意味合いで使用されることが多かった概念であるが、本研究結果から見ると、それがむしろ問題の本質を隠蔽し、さらに悪化させている側面も否めないのではないかと考え、「エージェンシー」がもたらす負の影響についても更なる検討が必要である。これは今後の研究課題として、実証的な研究をもとに継続して思考を深め、論じていきたいと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 辻本登志子	4. 巻 11号
2. 論文標題 韓国に移住したフィリピン人女性エンターテイナーの人身取引における仲介機能の研究：メゾレベル組織分析による「合法性」と「違法性」の連続に注目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 移民政策研究	6. 最初と最後の頁 75-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 辻本登志子	4. 巻 10
2. 論文標題 「被害者」否定言説の再考 韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引事例を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『Contact Zone（コンタクト・ゾーン）』	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 辻本登志子
2. 発表標題 Is a Cross-Border Regulation of "Offloading" Paternalistic?: Inquiry from the Study of Irregular Migration of Filipino Women to South Korea
3. 学会等名 第24回フィリピン研究会全国フォーラム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 辻本登志子
2. 発表標題 合法と非合法の連続性において生じる人身取引の研究 芸術興行ビザで韓国に移住したフィリピン人女性に注目して
3. 学会等名 移民政策学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 辻本登志子
2. 発表標題 国際移住労働と人身取引における「被害者性」をめぐって：在韓フィリピン女性エンターテイナーの事例から
3. 学会等名 セックスワーク・セミナー
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

アジアにおける「多文化共生」と「ジェンダー平等」が交差するところ：フィリピン人女性移民に注目して
http://www.kuas.cpi.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/tsujimoto_toshiko2016-1.pdf

2020年2月15日（土）「女性の移住と人身取引に関する日韓シンポジウム：ホスト社会から見た課題」全水道会館大会議室にて開催

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考